

とうじしゃめせん しょう ふくし すいしん じょうれい
「当事者目線の障がい福祉を推進するための条例」について

とみたいいん ならぎきいん
富田委員、奈良崎委員

- 1 この条例は誰に向けた、誰のためのものですか。それをはっきりさせてください。
- 2 この条例を作るための委員会には、当事者をぜひ入れて下さい。
- 3 わかりやすい版を条例の本物にしてください。ふつうは難しい条例を作って、そのわかりやすい版を作りますが、それを逆にしてください。わかりやすい条例が本物で、難しい版を付録にしてください。
- 4 条例ができたなら、当事者に広めるために、YouTubeなどの映像を使った解説を作ってください。